

中間前払金制度の導入について

建設業者の資金調達の円滑化を図り、公共工事の適正な履行を確保するために、平成 23 年 6 月 1 日から「中間前払金制度」を導入します。

1 中間前払金制度とは

中間前払金制度は、対象となる建設工事において、契約当初の前払金（契約金額の 40% 以内）に加えて、工期の半ばを過ぎ一定の要件を満たしている場合に、前払金として契約金額の 20% 以内の額を追加して支払うことができる制度です。

2 対象となる工事

税込設計金額が 3,000 万円以上かつ工期が 150 日以上建設工事を対象とし、入札公告において、その旨を記載します。

上記の対象に含まれる工事であっても次の場合は中間前払金の対象とはしません。

契約当初の前払金の支払いを受けない場合

部分払をする工事（中間前払金及び部分払の対象となる工事の場合は、契約締結時に受注者がいずれかを選択します。）

市の予算執行上やむを得ない理由がある場合 等

3 中間前払金の使途

契約当初の前払金と同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限られます。

4 中間前払金の額

契約金額の 20% 以内の額（ただし、契約当初の前払金との合計額が契約金額の 60% を超えないこと。）とします。

算出した中間前払金の額に 1 万円未満の端数が生じる場合は、これを切捨てることとします。

5 認定の要件

中間前払金の支払を受けるためには、当該工事が次に記載する要件を全て満たしていることについて、あらかじめ市の認定を受けなければなりません。

工期の 2 分の 1 を経過していること。

工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

6 認定手続等

(1) 受注者は、中間前払金の支払を受けようとするときは、当該工事が上記5に記載する認定の要件を全て満たすことを確認の上、「中間前払金に係る認定請求書」に「工事履行状況報告書（中間前金払認定申請用）」を添付して市（工事担当課）に提出します。

(2) 市（工事担当課）は、受注者から「中間前払金に係る認定申請書」の提出があったときは、速やかに提出書類に基づき、当該工事が中間前払金の認定要件を満たしているかを調査（以下「認定調査」という。）します。

認定調査にあたり、市（工事担当課）が受注者に対して根拠となる任意の資料の提出等を求める場合があります。

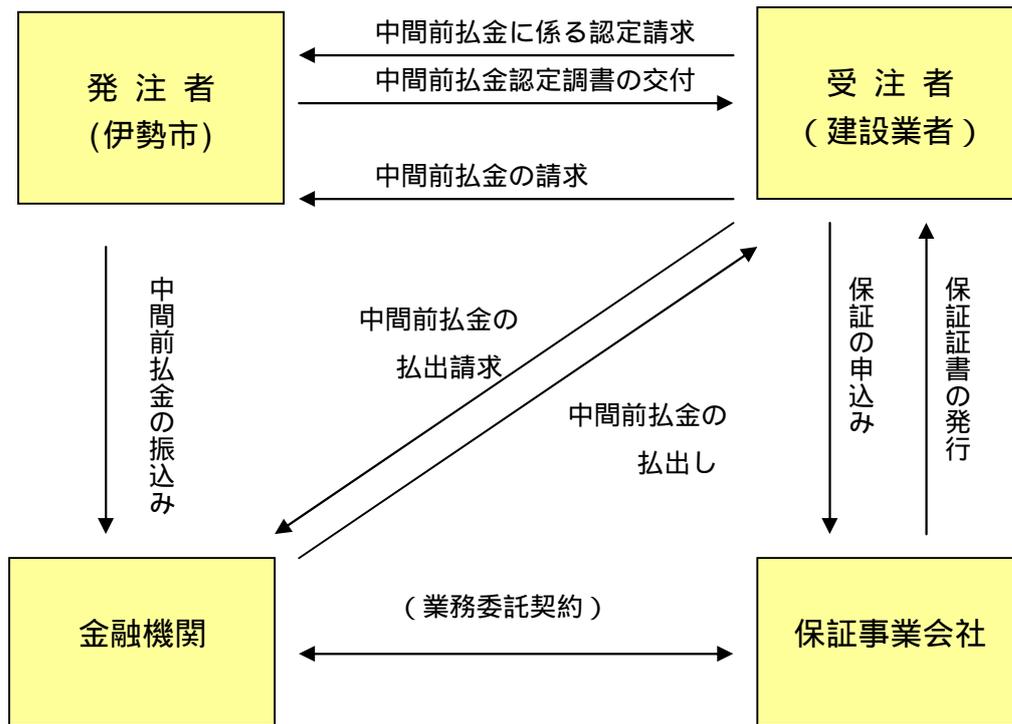
(3) 市（工事担当課）は、認定調査の結果を「中間前払金認定調書」により受注者に通知します。

(4) 「中間前払金認定調書」において、中間前払金の認定要件を満たしていることを認められた受注者は、保証事業会社に中間前払金に関する保証を受けた上で、市に対して中間前払金の請求をします。

7 中間前払金の請求

中間前払金の請求にあたっては、前払金支払請求書に保証事業会社の中間前払金に関する保証証書及び保証約款を添付し、市（工事担当課）へ提出してください。

中間前払金制度のながれ



受注者は、発注者（工事担当課）に対して中間前払金に係る認定の請求を行います。

発注者（工事担当課）は、提出書類に基づき当該工事が中間前払金の要件を満たしているか調査を行い、受注者に対して中間前払金認定結果調書を交付します。

中間前払金認定結果調書において、中間前払金制度の対象となる工事であり、かつ認定要件を具備していることを認められた受注者は、保証事業会社に対して中間前払金に関する保証の申込みを行います。

保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、受注者に対して中間前払金に関する保証証書及び保証約款を発行します。

受注者は、発注者（工事担当課）に対して中間前払金請求書に中間前払金に関する保証証書（原本）及び保証約款を添付して中間前払金の請求をします。

発注者は、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振込みます。

、 受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払出します。

【参考】中間前払金制度に関するQ & A

Q 1 中間前払金制度のメリットは？

A 1 中間前払金制度は、当初の前払金に加えて工期半ばで契約金額の20%の前払いをすることにより、受注者の資金調達の円滑化が図られ、ひいては公共工事の適正な履行が図られます。

また、中間前払金に係る認定は、部分払の時のような中間検査は行わず、書面による審査となることから、原則、工事検査関係書類の作成は不要で、現場を止める必要がないことから工事の進捗への影響も少なくなります。このように、中間前払は、部分払と比較し、受注者及び発注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。

Q 2 中間前払金制度の対象は？

A 2 税込設計金額が3,000万円以上で、かつ工期が150日以上建設工事が、中間前払金制度の対象となります。中間前払金の対象か否かについては、入札公告に記載しますので、あらかじめご確認ください。

ただし、上記の対象に含まれる工事であっても、市の予算執行上、中間前払金の全部又は一部を支払わない場合がありますのでご注意ください。

また、当初の前払金の支払いを受けない場合は、中間前払金の支払いを受けられません。

Q 3 中間前払と部分払の関係は？

A 3 部分払をする工事は、原則、中間前払金の支払いの対象となりません。

入札公告で中間前払及び部分払のいずれも対象としている工事では、契約締結時に受注者がそのいずれかを選択し、契約書に記載することとなります。

Q 4 中間前払金の認定に必要な書類は？

A 4 中間前払金の認定にあたっては、「中間前払金に係る認定請求書」に中間前払金認定請求用に作成した「工事履行状況報告書」を添付して市（工事担当課）に提出してください。

なお、市（工事担当課）から出来高等の認定に当たり根拠となる任意の資料の提出等を求めるときがありますので、その場合には、それらの資料等も提出してください。

Q 5 工事の進捗が予定出来形を下回っていても中間前払金の認定請求は可能か？

A 5 当該工事について中間前払金に係る認定の要件（下記～）を全て満たしていると判断がされれば、工事の進捗状況に関わらず、認定請求をすることはできます。

〔認定要件〕

工期の1/2を経過していること。

工程表により工期の1/2を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事

に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が契約金額の1 / 2以上の額に相当すること。

Q 6 中間前払金の支払の請求時期・方法は？

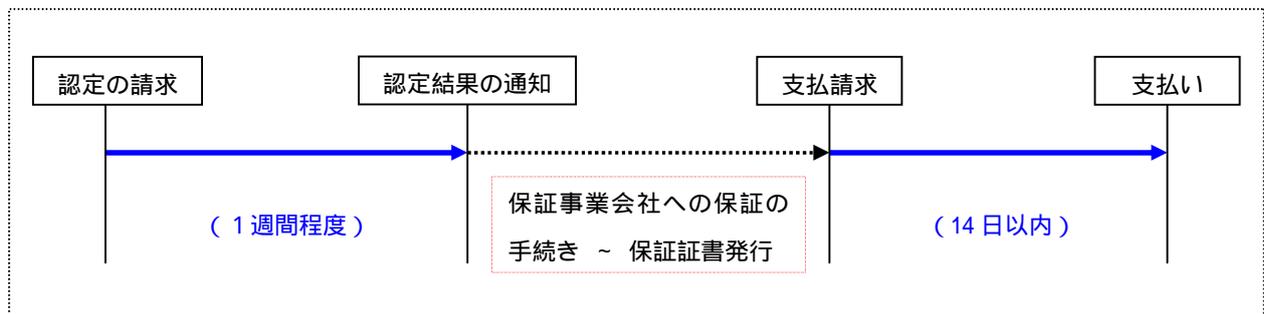
A 6 市（工事担当課）から「中間前払金認定調書」により中間前払金に係る認定要件を全て満たしていることが認められ、保証事業会社の中間前払金に関する保証を受けたら支払の請求ができます。

支払請求にあたっては、「前払金支払請求書」に保証事業会社の中間前払金に関する保証証書及び保証約款を添えて、市（工事担当課）へ提出してください。

Q 7 中間前払金の認定請求から支払いまでの期間は？

A 7 中間前払金に係る認定請求から認定結果の通知までに1週間程度、その後、受注者による保証会社への保証手続きを経て、中間前払金の支払請求を受けた後14日以内に支払いします。

ただし、認定請求・支払請求ともに添付書類等必要な書類が全て整って、それを市（工事担当）が受理した日から起算となります。



—— 契約変更の場合の取扱い（ 契約変更とは、受注者と市との間で変更契約が締結されていることをいいます。） ——

Q 8 中間前払金の対象外の工事が増額変更となった場合は中間前払金の対象となるか？

A 8 当初の税込設計金額が3,000万円（または工期が150日）未満で中間前払金の対象ではなかった工事が、変更契約により、変更後の税込設計金額が3,000万円（または工期が150日）以上となった場合であっても、中間前払金の対象とはなりません。

逆に、中間前払金の対象であった工事が、変更契約により、変更後の税込設計金額が3,000万円（または工期が150日）未満となった場合であっても、中間前金払を請求することはできません。ただし、この場合の認定手続き及び中間前払金の額の算出等は変更契約の内容に基づき行います。

Q 9 契約金額（または工期）が変更された場合の認定等の取扱いは？

A 9 中間前払金に係る認定請求がされた時点の契約内容（契約金額または工期）に基づき認定等の手続きを行います。

Q 10 契約金額が変更された場合の中間前払金の額は？

A 10 中間前払金の額は契約金額の20%以内であり、かつ既に済んでいる当初の前払金との合計額が契約金額の60%を超えることはできませんので、以下のとおりとなります。

(1) 増額変更の場合

[変更後の契約金額 × 60% - 受領済みの前払金額] > [変更後の契約金額 × 20%]
となるので、変更後の契約金額 × 20% が中間前払金の額となる。

【例】当初契約金額 5,000 万円 増額変更 500 万円 当初前払金 2,000 万円

$$55,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 20,000,000 \text{ 円} = 13,000,000 \text{ 円}$$

$$55,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 11,000,000 \text{ 円}$$

中間前払金の額は、11,000,000 円以内

(2) 減額変更の場合

[変更後の契約金額 × 60% - 受領済みの前払金額] < [変更後の契約金額 × 20%]
となるので、変更後の契約金額 × 60% - 受領済みの前払金額 が中間前払金の額となる。

【例】当初契約金額 5,000 万円 減額変更 500 万円 当初前払金 2,000 万円

$$45,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 20,000,000 \text{ 円} = 7,000,000 \text{ 円}$$

$$45,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 9,000,000 \text{ 円}$$

中間前払金の額は、7,000,000 円以内

様式第37号

中間前払金に係る認定請求書

平成 年 月 日

伊勢市長 様

請負者 住所又は所在地
氏名又は商号及び代表者氏名 ㊞

平成 年 月 日付けで契約締結した下記工事について、工事請負契約書第34条第3項の規定に基づく中間前払金の請求をしたいので、同条第4項に定める中間前払金に係る認定を求めます。

記

工 事 番 号	平成 年度 第 号
工 事 名	
工 事 場 所	伊勢市 町・丁目 地内
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	
摘 要	

(注) 認定資料として、工事履行状況報告書を添付すること。

中間前払金認定調書

第 号
平成 年 月 日

様

伊勢市長



平成 年 月 日付けで請求のあった中間前払金に係る認定結果を下記のとおり通知します。

記

工 事 番 号	年度 第 号
工 事 名	
工 事 場 所	伊勢市 町・丁目 地内
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	
認 定 結 果	上記工事について、中間前払金の要件を具備していることを、 認定する。 ・ 認定しない。
適 用	

(注) 摘要欄には、下記の状況を記載すること。

- 1 工期の2分の1を経過しているか
- 2 予定工程どおりの進ちょく状況であるか
- 3 出来高が50%を超えているか

様式第16号(第24条関係)

工事履行状況報告書

平成 年 月 日

(あて先)伊勢市長

請負者又

は受注者

(現場代理人

印

)

工事番号

工事名

工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

契約金額 円

標記工事について、 月分の工事履行状況報告書を提出します。

記

1 工程調書

工種	設計数量	工種別出来高比率 A	工種別設計換算率 B	設計総体に対する比率A×B	摘要
合計					

(注)1 工種は、主要工種のみとする。

2 設計数量の上段に出来高数量を括弧で記載すること。

3 工種別設計換算率は、請負対象工事費のうち、直接工事費に共通仮設費を加えたものを1とした率を記載すること。

4 総合工程表には、計画(点線)実績(実線)を区分して記載すること。

伊勢市公共工事前払金取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号。以下「規則」という。)第41条第3号に規定する公共工事前払金の取扱いについて規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象)

- 第2条 前払金の対象は、設計金額500万円以上の建設工事及び工事に関する測量、設計及び調査等の委託(以下、「工事等」という。)とする。
- 2 前項に定める前払金の対象となる工事等であっても、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払いの必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。
 - 3 前払金の対象とする工事等については、入札公告等に記載することにより、あらかじめ入札参加者等にこれを明示するものとする。

(前払金の対象となる経費)

第3条 前払金の対象となる経費は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(前払金の額)

- 第4条 前払金の額は、規則第42条に定める限度額の範囲内とする。ただし、規則第42条第2項に規定する当初の前払金に追加してする前払金(以下「中間前払金」という。)を支払う場合、中間前払金を支払った後の前払金の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならない。
- 2 前項の規定により算出された前払金の額に10,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

(前払金の請求)

第5条 請負者は、前払金の請求にあたっては、前払金支払請求書(伊勢市建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱 様式第26号)に公共工事前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定に基づく保証事業会社の保証書を添付し市長(工事担当課)に提出しなければならない。

(中間前払金の対象)

第 6 条 中間前払金の対象は、設計金額 3,000 万円以上かつ工期 150 日以上の建設工事とする。

- 2 前項に規定する中間前払金の対象工事であっても、当初の前払金の支払を受けない場合は、中間前払金を支払わないものとする。
- 3 中間前払金及び部分払の対象工事であって、伊勢市契約規則（平成 17 年伊勢市規則第 48 号）第 40 条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わないものとする。この場合において、契約締結時に請負者が中間前払金又は部分払のいずれかを選択するものとする。

(中間前払金の要件)

第 7 条 中間前払金の対象となる工事の請負者は、当該工事について、規則第 41 条第 2 項に掲げる下記の要件を全て満たしていることについて、あらかじめ工事担当課の認定を受けなければ中間前払金の請求をすることができない。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまで実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。なお、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

(中間前払金に係る認定手続き)

第 8 条 中間前払金の支払を受けようとする請負者は、中間前払金に係る認定請求書（伊勢市建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱 様式第 37 号）に工事履行状況報告書（伊勢市建設工事検査規則様式第 16 号）を添えて市長（工事担当課）へ提出しなければならない。

- 2 市長（工事担当課）は、請負者から前項の請求があったときは、速やかに提出書類に基づき、当該工事が中間前払金の要件を満たしているか否かを調査（以下「認定調査」という。）しなければならない。なお、中間前払金に係る認定調査については、次の各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1) 中間前払金に係る認定請求書の提出があった時点において、変更契約が締結されている場合にあつては、契約変更後の工期及び契約金額等を基に確認を行うものとする。
 - (2) 工事の出来高等、中間前払金に係る認定調査にあたり疑義があるときは、請負者に対して根拠となる資料の提出等を求めることができる。
- 3 市長（工事担当課）は、前項の調査の結果を中間前払金認定調書（伊勢市

建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱 様式第 38 号)により請負者に通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の特例)

第 9 条 契約時に中間前払金を選択した場合であっても、債務負担に係る工事における各年度の出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができる。

2 債務負担行為に係る契約においては、規則及び本要領の中間前払金に関する規定中「工期」を「当該会計年度の工事実施期間」と、「契約金額」を「当該会計年度の出来高予定額」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と読み替えて適用するものとする。

(附 則)

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。